

公 告

公 告 第 4 号
令和6年5月8日

分任契約担当官
陸上自衛隊留萌駐屯地
第346会計隊長 松 島 聡

下記のとおり一般競争入札を行います。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
留萌射撃場土壌調査
- (2) 規 格
仕様書のとおり
- (3) 納入場所
陸上自衛隊留萌駐屯地
- (3) 納入期限
令和6年6月30日（日）

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊留萌駐屯地第346会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

3 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項

4 入札説明会の場所及び日時：実施しない。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所
陸上自衛隊留萌駐屯地幹部食堂
- (2) 日 時
令和6年5月27日（月）14時30分

6 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）に登録手続きを完了し、かつ有資格者と認定され、格付「**役務の提供等**」が「**D**」以上であり、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (5) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除(但し、「入札及び契約心得」に従って契約の手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。)
- (2) 契約保証金：免除(但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。)
- (3) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1に相当する金額以上を徴収する。

8 無効入札

- (1) 第1項に示す競争入札に参加する者に必要な資格がない者の行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判別しがたい入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 電報又はFAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 落札決定方法

総額（税別）が当隊所定の予定価格の制限内の最低額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低額入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 契約書等の作成

落札者は落札決定後遅滞なく契約書等を作成する。ただし、契約金額が50万円未満の場合は作成を省略とする。

11 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写し）を提出すること。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は委任状を提出すること。
- (5) 入札者は次の文面を入札書に記載し誓約するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。」

(6) 郵便入札

件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、資格審査結果通知書（写）を「**（入札グループ名）入札書 在中**」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて**令和6年5月24日（金）17時00分**までに第346会計隊契約班に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

- (7) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。但し、契約書を省略する場合には、落札者が決定したと通知したときとする。
- (8) 再度入札は直ちに実施する。ただし、郵便入札があった場合には官側の指定する日時に実施する。
- (9) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先
陸上自衛隊留萌駐屯地第346会計隊契約班 TEL0164-42-2655（内線347）担当：眞山
- (10) 仕様書に関する問い合わせ先
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊管理科 TEL0164-42-2655（内線319）担当：津村

11 公告掲示場所及び期間

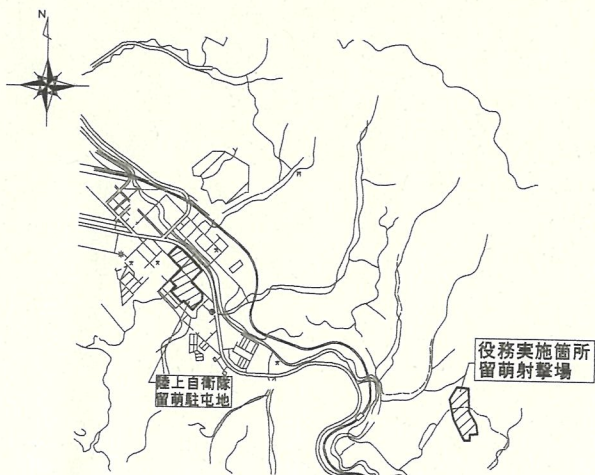
- (1) 掲示場所：留萌駐屯地第346会計隊、北部方面会計計隊ホームページ
- (2) 掲示期間：**令和6年5月8日～令和6年5月27日**

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

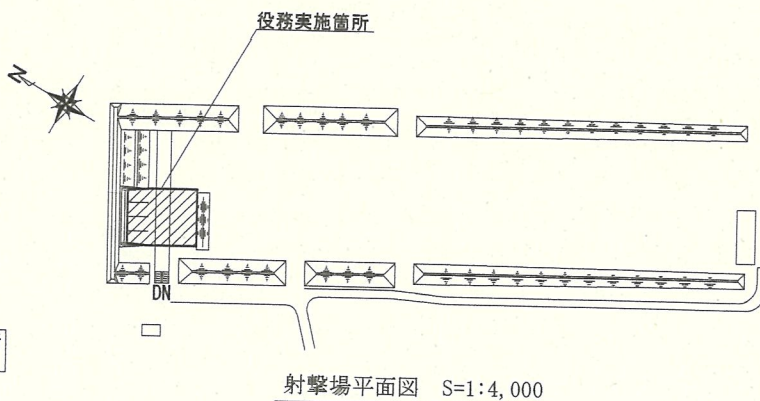
- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これら準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
 - ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

役 務 仕 様 書

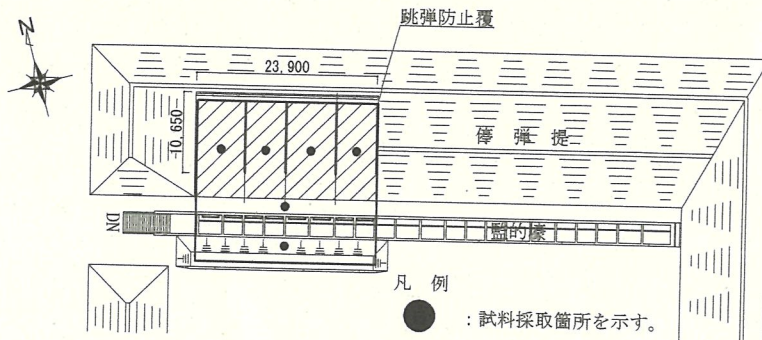
- 1 役務件名：留萌射撃場土壤調査
- 2 役務場所：留萌市大字留萌村字エトウエンベツ 陸上自衛隊留萌射撃場
- 3 摘要範囲：本仕様書は、陸上自衛隊留萌射撃場で実施する「留萌射撃場土壤調査」について適用する。
- 4 役務概要：簡易土壤汚染調査 一式（土壤試料採集6か所、溶出量・含有量試験18検体）
- 5 一般事項
 - (1) 本役務は本仕様書によるほか、関係法令・条例等を遵守し、安全管理に十分留意し作業を実施する。
 - (2) 本仕様書に明記ない場合又は疑いを生じた場合は全て監督官と協議し、その指示により実施する。
 - (3) 請負業者は法的資格を有するとともに、役務を完全に遂行できる能力を保持していること。
 - (4) 請負業者は安全管理処置を適切に実施し、安全についての責任を負う。
 - (5) 本役務に関し、監督官の指示する書類を提出し承諾を受ける。
 - (6) 本役務の写真は、着手前、完了後及び主要な工程段階、隠蔽箇所及び監督官の指示する箇所とし、請負業者の責任により撮影のうえ監督官に提出する。
 - (7) 本役務の写真撮影において、役務の対象以外の撮影は禁止する。撮影の可否については監督官に確認のうえ、その指示に従う。
 - (8) 役務に必要な消耗品、資材等は、請負業者が負担する。
 - (9) 本役務に起因した事故により官側に損害を与えた場合は、請負業者の負担において現状に復する。
- 6 特記事項
 - (1) 調査目的：射撃場の停弾提における土壤中に存在する鉛濃度の平面及び鉛直方向の分布を把握するための簡易土壤汚染調査を実施する。
 - (2) 調査方法：下記ア～ウのとおり。
 - ア 調査地点：射撃場詳細図のとおり。6か所
 - イ 表層土採取：試料については、表層から深さ50cmまでの土壤試料を採取すること。その際に必要な消耗品類については、請負業者で準備する。
 - ウ 土壤の分析：排水水において排水基準を超過した鉛の溶出量及び含有量を試験する。試験深度は土壤汚染対策法に基づく汚染の有無及び対策工検討を見据え鉛直方向の鉛汚染分布を簡易的に把握できるように下記の①～③の要領で実施する。
 - ① 表層及び深さ5cm～50cmの等量混合
 - ② 表層
 - ③ 深さ5cm～50cm
 - (3) 調査報告：下記の項目を網羅する報告資料を提出すること。
 - ・ 鉛の土壤溶出量及び土壤含有量
 - ・ 鉛の土壤中鉛濃度の平面及び鉛直方向の分布
 - ・ 汚染の恐れ区分
 - ・ 土壤汚染対策法及び廃棄物処理法の規制の確認



駐屯地案内図 S=1:X



射撃場平面図 S=1:4,000



射撃場詳細図 S=1:1,000

図名	仕様書	仕様書番号	9	図番	1/1
業務隊長	管理科長	営繕班長	施設管理	管財	
					
留萌駐屯地業務隊管理科		令和6年4月26日	作成者	花田 匠平	